

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 医真福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、交通費は実費とするが月50,000円を上限とする。

(賞与)

第4条 賞与は支給しない。

(出張旅費)

第5条 役員等が法人業務のため出張する場合は、出張旅費規程に基づき、旅費等を支給することができる。

(改廃)

第6条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

- 1、この規程は、平成21年4月1日より適用する。
- 2、この規程は、平成29年6月10日より改正する。